

## 高松市高度外国人材受入支援補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、労働力不足、物価高騰等の影響により厳しい経営を強いられている状況において、自社が抱える課題の解決並びに事業の拡大及び創出を図るため、高度外国人材を新規に採用する場合において、その手続に要する経費の一部について、予算の範囲内で高松市高度外国人材受入支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めることにより、市内中小企業等において競争力の向上等が図られ、もって本市地域経済の活性化に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者及び同条第5項で定める小規模事業者をいう。
- (2) 中堅企業 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第24項に掲げる常時使用する従業員の数が2,000人以下の企業及び小規模事業者（中小企業を除く。）をいう。
- (3) 高度外国人材 大学又は専門学校等を卒業（卒業見込みである場合を含む。）し、一定水準以上の専門的知識及び能力を有する者であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表に規定する在留資格「技術・人文知識・国際業務」を有する（有する見込みがある場合を含む。）者をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に本社又は主たる事業所（個人の場合にあっては、住所）を有する中小企業又は中堅企業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 事業収入を得ている者であること。
- (2) 今後も当該企業が抱える課題を解決し、及び経営力の向上を図るなど、事業を継続する意思を有している者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (2) 国、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業（店舗型性風俗特殊営業に限る。）に係る同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を行う事業者
- (4) 政党その他の政治団体
- (5) 宗教上の組織又は団体（ただし、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可又は食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可を受けている組織又は団体であって、宿坊等を運営するものを除く。）
- (6) 法人格のない任意団体
- (7) 第7条の規定による交付申請書が本市に提出され本市がその受付をした日（以下「交付受付日」という。）において高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）に基づく指名停止措置が講じられている事業者
- (8) 第7条の規定により申請をする次条で規定する補助対象事業に関し、本市又は他の団体から別の補助金等の交付を受けている、又は受ける予定の者
- (9) 交付受付日において本市の市税を申告していない者（申告をしない正当な理由がある場合を除く。）
- (10) 交付受付日において本市の市税のうち納期限の到来した税額を滞納している者
- (11) 第7条の規定による交付の申請をする年度においてこの要綱による補

助金の交付を受けたことのある者

(12) 前各号に掲げる者のほか、市長が補助金を交付することが適当でないと認めた者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が、日本国外に居住する高度外国人材を新たに雇用する事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に必要な経費のうち、次に掲げる経費とする。ただし、その消費税及び地方消費税の額に相当する額は、補助対象経費には含まない。

(1) 高度外国人材の紹介を受けた場合の人材紹介手数料その他紹介を受ける場合に必要となる経費

(2) 高度外国人材の在留資格取得手続に要する代行手数料等

(3) 高度外国人材が居住する国から日本への渡航費（航空機費用、燃油特別付加運賃、航空保険超過負担料、空港施設使用料、海外空港諸税を含む。ただし、日本国内での移動において支出した交通費は除く。）

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付の目的等に照らし適当でないと市長が認めるものは、補助金の交付の対象としない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、新規に採用した高度外国人材1人につき、20万円を限度とし、次条の規定による交付の申請の年度において、補助対象者につき、3人までを限度とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高松市高度外国人材受入支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期間内に市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 現在事項証明書又は履歴事項全部証明書（申請者が法人の場合に限る。）
- (4) 直近の確定申告書（申請者が個人の場合に限る。）
- (5) 補助対象経費の見積書又は当該見積りの額を確認することのできる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類  
（交付の通知）

第8条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、申請を受け付けた順にその内容を審査してその適否を決定するものとし、適当と認めるときは、当該申請者に対し、高松市高度外国人材受入支援補助金交付決定通知書（様式第4号）により、その決定の内容及びこれに付する条件を通知し、適当でないと認めるときは、高松市高度外国人材受入支援補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第9条 前条の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条の規定による決定の通知を受けた事業（以下「補助事業」という。）を変更し、若しくは中止しようとするとき、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める手続を速やかにしなければならない。

- (1) 第7条に規定する申請書又は添付書類の内容又は記載した事項を変更しようとする場合 高松市高度外国人材受入支援補助金変更交付申請書（様式第6号）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けること（市長が認める軽微な変更の場合を除く。）。
- (2) 補助事業を中止しようとする場合 高松市高度外国人材受入支援補助金中止承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合 その旨を市長に報告し、その指示を受けること。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了の日から起算

して30日を経過する日又は市長が指定する日のいずれか早い日までに高松市高度外国人材受入支援補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第9号）
- (2) 補助対象経費を支払ったことが確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類  
（交付指令等）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、適当であると認めるときは、高松市高度外国人材受入支援補助金交付指令書（様式第10号）により、当該補助事業者へ通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、所定の請求書により市長が指定する日までに市長に対し補助金の交付の請求をするものとし、市長は、当該請求に基づき補助金を交付するものとする。

（決定の取消し及び補助金の返還）

第12条 市長は、補助事業者が、次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき
- (3) この要綱の規定に違反したとき
- (4) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき
- (5) 補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供したとき
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、市長の指示に従わなかったとき

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（書類等の整備）

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を

備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業が完了した日（補助事業の支払が完了した日をいう。）の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

（高松市補助金等交付規則の適用）

第14条 補助金の検査等については、高松市補助金等交付規則（昭和54年高松市規則第12号）第12条の規定を適用する。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地

名 称

代表者

（個人にあつては、住所及び氏名）

高松市高度外国人材受入支援補助金交付申請書

次のとおり補助金の交付を受けたいので、高松市高度外国人材受入支援補助金交付要綱第 7 条の規定により関係書類を添えて申請します。

また、この申請に当たり、市において私の市税の納付状況について確認されることに同意します。

補助申請の額 （注）補助申請の額は、高度外国人材 1 人当たり 20 万円、申請の年度において、補助対象者につき、対象とする高度外国人材は 3 人をそれぞれ限度とします。				
	円			
担当者	氏名		役職	
	電話番号		E-Mail	

様式第2号（第7条関係）

事業計画書

雇用予定の高度外国人材の人数	人
申請者の事業概要	
高度外国人材の就業場所（予定）	
高度外国人材の配属予定の部署及び業務内容（予定）	

様式第3号（第7条関係）

収 支 予 算 書

1 収入の部

区 分	予 算 額
補助金	円
自己資金	
その他（ ）	
計	

2 支出の部

区 分	支 出 予 定 先	予 算 額 （ 税 抜 ）
人材紹介手数料等		円
在留資格取得手数料等		
渡航費		
計		
補助申請の額		

※補助申請の額は、補助対象経費の実支出額の2分の1以内の額とし、1,000円未満の端数が生じたときは切り捨ててください。

※補助申請の額は、様式第1号の交付申請書に記載する補助申請の額と一致させてください。

高 第 号  
年 月 日

様

高松市長

高松市高度外国人材受入支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高松市高度外国人材受入支援補助金の交付については、次のとおり決定したので、高松市高度外国人材受入支援補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

- 1 補助金の交付予定額 円
- 2 交付条件
  - (1) この補助金は、高松市高度外国人材受入支援補助金交付要綱に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。
  - (2) 次のアからウまでのいずれかに該当するときは、速やかに市長の承認又は指示を受けなければなりません。
    - ア 補助事業の内容を変更しようとするとき（軽微な変更の場合を除く。）。
    - イ 補助事業を中止しようとするとき。
    - ウ 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。
  - (3) 補助事業が完了したときは、その完了をした日から起算して30日を経過する日又は市長が指定する日のいずれか早い日までに、高松市高度外国人材受入支援補助金実績報告書（様式第8号）を提出しなければなりません。
  - (4) 補助事業に係る収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかなければなりません。
  - (5) 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなら

りません。

(6) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。

(7) 要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。

様式第 5 号（第 8 条関係）

高 第 号  
年 月 日

様

高松市長

高松市高度外国人材受入支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高松市高度外国人材受入支援補助金の  
交付については、交付をしないことに決定したので、高松市高度外国人材受  
入支援補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

交付をしない理由

様式第 6 号（第 9 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地

名 称

代表者職氏名

（個人にあつては、住所及び氏名）

高松市高度外国人材受入支援補助金変更交付申請書

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付の決定の通知を受けた補助事業について、次のとおりその内容を変更したいので、高松市高度外国人材受入支援補助金交付要綱第 9 条第 1 項第 1 号の規定により、関係書類を添えて申請します。

変更する事項		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		
変更後の補助申請額	円	
関係書類	変更後の事業計画書 変更後の収支予算書	

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地

名 称

代表者職氏名

（個人にあつては、住所及び氏名）

高松市高度外国人材受入支援補助金中止承認申請書

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付の決定の通知を受けた補助事業について、次のとおり中止したいので、高松市高度外国人材受入支援補助金交付要綱第9条第1項第2号の規定により申請します。

中 止 の 理 由	
中 止 予 定 年 月 日	年 月 日

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地

名 称

代表者職氏名

（個人にあつては、住所及び氏名）

高松市高度外国人材受入支援補助金実績報告書

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付の決定の通知を受けた補助事業について、高松市高度外国人材受入支援補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり関係書類を添えて、実績報告をします。

補助金の額 (注) 補助申請の額は、高度外国人材1人当たり20万円、申請の年度において、補助対象者につき、対象とする高度外国人材は3人をそれぞれ限度とします。	円	
事業の効果		
雇用した 高度外国人材 (1人目)	氏名・国籍	
	勤務開始日	
	配属先・業務内容	
雇用した 高度外国人材 (2人目)	氏名・国籍	
	勤務開始日	

	配属先・業務内容	
雇用した 高度外国人材 (3人目)	氏名・国籍	
	勤務開始日	
	配属先・業務内容	

様式第9号（第10条関係）

収 支 決 算 書

1 収入の部

区 分	予 算 額	決 算 額
補助金	円	円
自己資金		
その他（ ）		
計		

2 支出の部

区 分	支 出 先	予 算 額（税 抜）	決 算 額（税 抜）
人材紹介手数料等			
在留資格取得手数料等			
渡航費			
計			
補助申請の額			

※補助申請の額は、補助対象経費の実支出額の2分の1以内の額とし、  
1,000円未満の端数が生じたときは切り捨ててください。

※補助申請の額は、様式第1号の交付申請書に記載する補助申請の額と一致  
させてください。

様式第10号（第11条関係）

高松市指令 第 号

様

年 月 日付けで申請のあった高松市高度外国人材受入支援補助金について、次のとおり条件を付けて補助金として 円を交付します。

年 月 日

高松市長

- 1 この補助金は、高松市高度外国人材受入支援補助金に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。
- 2 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。
- 3 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- 4 高松市高度外国人材受入支援補助金交付要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。